

東京農工大学大学院連合農学研究科における委託に関する契約書

委託者 国立大学法人東京農工大学（以下「設置法人」という。）と受託者 国立大学法人茨城大学及び国立大学法人宇都宮大学（以下「参加法人」という。）は、東京農工大学大学院連合農学研究科（以下「研究科」という。）における業務運営に関する覚書第4条に基づき、次のとおり委託契約を締結する。

（委託内容）

第1条 設置法人は、参加法人における研究科の教育研究にかかる業務運営について、参加法人に委託する。

（委託金の配分）

第2条 設置法人は、業務運営に関する覚書第4条の業務運営経費（以下「業務運営経費」という。）及び第5条のただし書きに基づく人件費（以下「人件費」という。）の所要額を、参加法人に委託金として配分する。

2 設置法人は、前項に定める所要額の委託金について、研究科が定める歳出予算配分基本方針に基づき算出のうえ東京農工大学連合農学研究科代議委員会の議を経て決定する。

3 委託金の配分は、四半期毎に参加法人の指定する口座への送金により行うものとする。ただし、人件費については、各会計年度の第1四半期に配分額の半額を、残った半額を第3四半期に、参加法人の指定する口座に送金する。

（委託期間）

第3条 委託期間は、会計年度毎4月1日から3月31日までとする。

（委託金の費目区分）

第4条 設置法人は、委託金を、下記の費目に区分して管理するものとする。

- ① 教育経費
- ② 研究経費
- ③ 教育支援経費
- ④ 職員人件費（非常勤分）
- ⑤ 一般管理費
- ⑥ 教員人件費

(受託金の執行及び費目流用)

第5条 参加法人は、受託金を前条の費目区分に従い執行する。但し、受託金の費目に過不足が生じた場合は、費目間で経費を流用できるものとする。

(業務運営経費により取得した設備等の帰属)

第7条 業務運営経費により取得した設備等は、参加法人に帰属するものとする。

(業務運営経費により生じた特許等の帰属)

第8条 業務運営経費により生じた特許等の権利は、参加法人に帰属するものとする。

(実施報告書の提出)

第9条 参加法人は、各会計年度終了後、30日以内に別紙様式1「受託金業務運営実施報告書」及び受託事業にかかる損益計算書及び附属明細書を設置法人に提出するものとする。

(契約条項の変更等)

第10条 契約条項の変更、追加等については、構成法人が協議の上これを決する。契約に定めのない事項及び契約条項の解釈上の疑義についても同様に処理する。

(付帯事項)

第11条 この契約書は、3通作成し、構成法人において各1通ずつ保管する。

(発効及び失効)

第12条 この契約書は、平成16年4月1日から効力を有し、構成法人間に別段の変更等の意思がある場合を除き、年度毎にこれを更新するものとする。

平成16年4月1日

設置法人

国立大学法人東京農工大学長 宮田清藏

参加法人

国立大学法人茨城大学長 宮田武雄

国立大学法人宇都宮大学長 田原博人